（様式第１号）

令和　　年　　月　　日

熊本市長　　　　　　　様

熊本市賃貸型応急住宅入居申込書

「令和７年８月６日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害に係る熊本市賃貸型応急住宅実施要綱」を確認し、以下により入居を申し込みます。なお、この申込書に記載の内容について、事実に相違ありません。

【申込者】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ふりがな |  | 生　年　月　日 |
| 氏　名 |  | 年　　月　　日 |
| 住　所（避難前の住所） | 〒熊本市 |
| 現在の居住地（避難施設等） | 現在の居住地について、該当する項目に☑を付けてください。**□**避難所　　**□**ホテル旅館　　**□**自宅　　**□**親戚、友人宅**□**その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ※避難所名、ホテル旅館名を記載してください。※親戚宅等に居住されている場合は、名前と住所等を記載してください。 |
| 電話番号 |  |

※昼間に連絡がつく電話番号を記入してください。

【申込み住宅の概要】

・「熊本市入居希望物件概要書」（様式第１号の２）のとおりとする。

【入居希望期間】※審査の状況等により、希望と異なる期間での決定となる場合があります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期　　間 | 令和　　　年　　　月　　　日から | 令和　　　年　　　月　　　日まで |
| ※居住していた住家が持ち家であった場合には、入居日から２年以内。※居住していた住家が賃貸物件、公営住宅等であった場合には、入居日から６か月以内。※応急修理制度を併用する場合は、応急修理の申し込んだ日から６か月以内とし、応急修理が完了した場合は６か月を待たず速やかに退去。 |

【入居予定者】申込者以外の入居予定者について記入してください。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 入居する親族等 | 氏　名 | 続柄 | 生年月日 | 年齢 | 備　　考（高齢者、障がい者、要介護等の特記事項など） |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

【被災状況等の確認】　該当する項目に☑を付けてください。

|  |  |
| --- | --- |
| １被災した住宅の状況 | □　住家が全壊、全焼又は流失した。（要綱第５条⑵①）□　住家が「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」であっても、水害により流入した土砂や流木等（耐え難い悪臭等を含む。）により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない（要綱第５条⑵②）□　二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できない（要綱第５条⑵③）□　住家が「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」であって、災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を申し込んだ結果、修理期間が１か月を超えることが見込まれた（要綱第５条⑵④） |
| ２資力要件 | 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない。□　はい　　　□　いいえ |
| ３住宅の種別 | 被災した住家は持ち家と借家のどちらか。□　持ち家　　　□　借家※持ち家の場合は、市で登記事項証明書の確認をします。 |
| ４個人情報 | 記載された個人情報を、被災者支援のため、他の行政機関等に提供することの同意□　同意する　□　同意しない |
| ５その他 | １　災害救助法が適用された令和７年８月１０日時点において熊本市に居住していた。□　はい　　　□　いいえ２　災害救助法による被災した住宅の応急修理を申し込んでいない。□　はい　　　□　いいえ３　既に応急仮設住宅の提供を受けていない。□　はい　　　□　いいえ４　申込者及び入居者が暴力団構成員等ではない。□　はい　　　□　いいえ |
| ６添付書類 | □　「熊本市賃貸型応急住宅入居申込書」（様式第１号）□　「熊本市入居希望物件概要書」（様式第１号の２）□　「同意書」（様式第２号）※貸主の所在地が遠方であり、早期に「同意書」への記名ができない場合は、「確約書」（様式第３号）□　「誓約書」（様式第４号）□　「住民票」（原本）※入居予定者全員分、続柄記載あり、マイナンバー記載なし□　「罹災証明書」※実施要綱第５条⑵①②④に該当する場合□　「申出書」（様式第４号）※実施要綱第５条⑵①②④に該当する場合□　「切替契約に係る同意書」（様式第６号）※申込者が既に別途契約して民間賃貸住宅に入居している場合□　「応急危険度判定調査票」の判定結果がわかるもの※実施要綱第5条(2)③に該当し、かつ応急危険度判定で「危険（赤色）」と判定され、住宅に立ち入ることが困難な場合□　「災害救助法の住宅の応急修理申込書」※実施要綱第5条(2)④に該当し、応急修理期間中に申し込む場合 |

【注意事項】

　・「賃貸型応急住宅」とは、民間の賃貸アパートなどを熊本市が借り上げ、提供する住宅です。

　・賃料等は熊本市が負担しますが、駐車場使用料、光熱水費、自治会費等は入居者負担となります。

・賃貸型応急住宅に入居した場合、原則として、他の応急仮設住宅に入居（転居）はできません。